

**日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念事業
功労者等表彰実施要項**

1. 趣旨

日本体育協会および日本オリンピック委員会が、創立100周年という記念すべき節目を迎えることを記念し、我が国のスポーツ界において顕著な功労のあった者に対して、その功績をたたえ、表彰する。

2. 主催

財団法人 日本体育協会／財団法人 日本オリンピック委員会

3. 審査及び決定

審査及び決定については、創立100周年記念事業実行委員会が行う。

4. 表彰の区分及び対象者

(1) 特別功労者表彰

我が国スポーツの普及発展のために貢献し、特に功績顕著な者を表彰する。

- ① 日本体育協会及び日本オリンピック委員会において特に功績があったと認められる者（物故者及び現役の役員は除く）。
- ② 加盟団体において特に功績があったと認められる者。各団体1名とする（物故者及び現役の役員、指導者、選手は除く）。

(2) 功労者表彰

当該スポーツ団体の充実発展のために貢献し、功績顕著な者を表彰する。

- ① 日本体育協会及び日本オリンピック委員会の役員経験者（会長、副会長経験者、現役役員及び物故者は除く）。
- ② 加盟団体の役員及び役員経験者（物故者は除く）。

(3) 感謝状贈呈

日本体育協会及び日本オリンピック委員会への協賛・寄付等、格別な協力をいただいた企業等（個人含む）へ感謝状を贈呈する。

5. 候補者の推薦

(1) 特別功労者表彰

- ① 日本体育協会及び日本オリンピック委員会が推薦するものとする。
- ② 加盟団体より推薦を行うものとする（但し、1名）。推薦期間は、平成23年2月1日～平成23年4月1日とする。

(2) 功労者表彰

- ① 日本体育協会及び日本オリンピック委員会が推薦するものとする。
- ② 加盟団体より推薦を行うものとする。推薦期間は、平成22年12月1日～平成23年1月31日とする。

(3) 感謝状贈呈

感謝状を贈呈する企業等（個人含む）は、日本体育協会及び日本オリンピック委員会が推薦するものとする。

6. 表彰の方法

(1) 表彰の方法

日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念事業実行委員会会長、日本体育協会会長、日本オリンピック委員会会長の連名による表彰状及び感謝状を授与（贈呈）する。

(2) 表彰式

平成23年7月16日の創立100周年祝賀式典に併せて行う。